

泉大津市集中改革プラン

平成18年3月

泉大津市行政改革推進本部

はじめに

地方公共団体を取り巻く環境は依然として厳しく、分権型社会システムへの転換と人口の減少、住民ニーズの高度化・多様化などに対応できる地方公共団体づくりが必要とされている中、平成17年3月、総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」が示され、更なる改革が必要となっている。

本市の行財政改革は、平成11年度に「財政健全化計画」を、平成13年度に「第一次財政再建計画」、平成14年度に「第二次財政再建計画」を策定し、すべての事務事業を見直すとともに、平成18年度には、実質収支を黒字にする等の目標のもと、鋭意、行財政の改革に取り組んでいるところである。

この計画に基づき、現在まで、284項目にわたる事務事業を見直し、廃止、縮小、整理統合を行ってきた。特に人件費については、10億円単位の削減を実施してきた。

職員数についても、平成12年には620名で平成17年には504名となっており、5年間で116名削減し、その削減率は18.7%である。

また、財政再建計画上の現時点での平成18年度までの影響額は、総合計で115億9,700万円となる見込みであるが、平成19年度以降は収支不足が予想されているため、民間委託や民営化等を推進し、より一層の行財政改革を推進しなければならない。

本プランについては、その方向性の概要を示すものであり、本市が今後、自立する都市として、確実な行財政運営を進めるための一途を成すものである。

取り組み方針

1 対象期間

平成17年度から21年度までの5年間を対象期間とする。

2 推進体制

本プランは、第二次財政再建計画を基本とするとともに、「泉大津市行政改革推進委員会」での意見を反映し、当該委員会と「泉大津市行政改革推進本部」において、その進行管理等を行う。

3 進捗状況の公表

本プランの進捗状況等については、市広報紙やホームページ等を通じて公表する。

I 事務・事業の再編・整理

1 事務事業の再編等の現状

本市における事務事業の見直し等については、財政再建計画と平行して実施してきた。中でも、平成13年度以降については、すべての事業を対象に見直しを図り、一定の効果を生み出している。

- ・現在まで再編等を実施した事業数（人件費関係を除く）

内 容	事 業 数	具体事例
廃止した事業	43	退職教員への記念品、スキー教室、港湾振興室の事務室の清掃委託業務、就職者の集いの記念品、各種行政委員会の視察旅費など
中止及び休止した事業	19	消費者月間啓発パンフレット配布、ロックバトル事業、自治大学研修生派遣、産業融資保証料補助金など
縮減及び削減した事業	119	行政相談委員活動補助金、各種協議会負担金、庁舎清掃業務、泉北環境整備施設組合負担金、公園墓地樹木管理委託業務、各種補助金など
その他	37	市営葬儀の委託など
計	218	

その他、歳入関係や人件費を含めると平成13年度以降、284項目について見直し等を実施している。

2 今後の方向について

第二次財政再建計画（案）平成17年度版を基本として、平成18年度までの事業管理は計画済みであるため、平成19年度以降における財政計画と事業計画を作成し、本市の行財政計画とする予定である。そのため、平成18年度中に第二次財政再建計画（案）の総括を行うこととしている。

II 民間委託等の推進

1 民間委託の現状

① 事務事業

本市における事務事業等の民間委託については、一般ごみ収集にかかる全部委託をはじめ、次のとおりである。

事務事業名	委託状況
本庁舎の清掃業務	全部委託
本庁舎の警備等	全部委託
本庁舎の受付・案内業務	全部委託
し尿収集業務	全部委託
一般ごみ収集業務	全部委託
在宅配食サービス業務	全部委託
学校給食調理業務	一部委託
学校校務員業務	一部委託
道路維持補修・清掃業務	一部委託
ホームヘルパー派遣事業	一部委託

② 施設

また、施設にかかる民間委託状況については次の表のとおりである。

施設名	現況
保育所	直営
体育館	直営
プール	直営（一部委託）
公民館	直営
図書館	直営
公園	直営
市民会館	直営

2 指定管理者制度

本市では、平成17年6月に「指定管理者制度に関する基本方針」を策定し、指定管理者の指定の手續等に関する条例及び施行規則を制定した。

平成17年度では28種類、100以上が検討対象となっている。

本市内の公の施設については、平成18年度から総合福祉センターについて指定管理者制度を取り入れることとしており、その他の施設等についても民間委託等と併せて検討する。

3 PFIの活用について

本市においては、平成12年に松之浜駅前再開発ビルの運用について、PFIの手法を取り入れており、その後、新設小学校の建設についてもPFI事業として実施している。

今後においても、PFI手法を取り入れることが適当な事業については、積極的に活用することとしている。

4 今後の民間委託及び民営化について

(1) 保育所

平成19年度には、公立保育所を1園廃園するとともに、民間の保育所を新しく開園する。今後、公立保育所の運営に積極的に民間活力を導入し、効率的・効果的な保育所運営に努める。

(2) 幼稚園

総合施設のあり方について、法制度・教育内容、保育者の資格等、国の整備に合わせ検討を行う。

また、本市の地域性や保護者ニーズ等を踏まえ、民営化について検討する。

(3) 図書館

開館日数や開館時間の拡大等、利用者のサービス向上を図るため、窓口業務の一部委託化を進める。

Ⅲ 定員管理の適正化について

(1) 目標設定の基本的な考え方

- ・原則として単純労務職員の退職不補充とする。
- ・IT化、民間委託及び民営化の積極的な推進を図ることにより、効率的な行財政運営を行う。

(2) 過去5年間の実績

本市においては、平成11年4月から平成16年4月まで、すでに101人の職員削減を行っており、その削減率は16.1%である。また、平成17年4月の職員数は504人で124人の削減となり、削減率は19.7%である。

その結果、人口千人当たりの職員数は、一般行政部門（消防・教育を除く普通会計）で、平成17年4月1日現在、大阪府内で3番目に少ない4.1人（大阪府内市町村平均4.9人）となっている。

また定員モデルとの比較でも、モデル試算職員数341人に対し実職員数310人と31人少なくなっている。

(人)

年 度	11年	12年	13年	14年	15年	16年
職員数	628	620	602	564	546	527

(人)

年 度	11年	12年	13年	14年	15年	16年
人口千人当たりの職員数(一般行政部門)	5.4	5.2	5.0	4.6	4.4	4.3

(人)

定員モデル	定員モデル試算職員数	定員モデルに対する実職員数
平成17年4月1日現在	341	310

注：定員管理モデルとは、人口、面積及び道路延長など地方公共団体の行政需要と関連が深いと考えられる指標と職員数との関係を統計的手法により分析し、参考となる職員数を算出できるように作成された算式であり、対象となる職員は、地方公共団体が自主的に定員管理に取り組むことのできる一般行政部門で、教育、消防、公営企業などの職員は対象外である。

(3) 定員適正化の見直し状況

今後においても、より効率的な行財政運営を図ることにより、計画的に削減することとしており、平成22年4月には、更に職員数を5.8%削減し475名とする。なお、各年度の退職者等の実情に合わせ見直すこととする。

(人)

年 度	17年	18年	19年	20年	21年	22年
職員数	504	493	486	483	477	475

IV 給与の適正化について

(1) 給与制度

本市における給与については、これまでも財政再建計画の中で、期末勤勉手当の削減、管理職手当の削減、退職時の特別昇給の廃止、退職手当の引下げ、特殊勤務手当の一部を除き支給凍結、さらに給料の一律2%削減を実施し、給料の適正化に努めるとともに、職員数の削減を含め、大幅な総人件費の抑制を図ってきたところである。

今後も職員の給与制度については、財政再建の観点から、また市民の納得と支持が得られる給与制度という観点から、制度やその運用・水準の適正化を図っていく。

○平成12年度以降の本市独自の給与カット策の主なもの

- ① 給料の昇給12か月延伸 (平成12年4月～)
- ② 給料の2%削減 (平成15年4月～)
- ③ 年度末期末手当のカット (△0.55月分) (平成13年度・平成14年度)
- ④ 期末勤勉手当の削減 (役職加算の凍結) (平成14年4月～)
- ⑤ 管理職手当の削減 (平成12年度～)
- ⑥ 特殊勤務手当の一部を除き凍結 (平成14年1月～)

○給与の適正化等

- ① 退職手当の支給率の見直し
支給率等、国に準じた制度となっている。

- ② 特殊勤務手当の見直し

特殊勤務手当は、その支給要件として、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給されるものである。

本市においては、本手当の内容の見直しを進める中、現在、財政再建の観点からも一部手当を除き支給凍結としているが、今後さらに手当の内容を点検し、国・府等の動向を踏まえ、制度の趣旨に合致した見直しを行うこととしている。

- ③ 給料表の適正化

等級別職務分類表で定める規定に反し、その職務に対応する等級よりも上位に格付けするわたり制度の内容を点検し見直しを行う。

- ④ 時間外勤務手当の縮減

時間外勤務手当の縮減により、総人件費の削減のほか、時間外勤務の常態化に起因する公務能率の低下や職員の荷重労働による健康障害の発生防止のため、時間外勤務手当の縮減を図っている。

平成13年度において、時間外勤務の大幅な縮減方策を講じ、前年度に対し約40%減の手当額とした。(平成12年度決算額70,399千円(普通会計で消防・選挙等を除く。) ▪ 平成13年度決算額42,426千円)

その後も、大幅な職員数の減少に対応して、IT化も含め業務の創意工夫等で時間外勤務を増加させない措置を講じている。

(2) 定員・給与等の状況の公表

定員・給与等については、その状況を市広報紙で公表しているところであるが、

地方公務員法の改正を受け「泉大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を平成17年6月に制定した。

平成17年度から、この条例に基づき、給与等の状況の公表については、なお一層、市民にわかりやすく、市広報紙のほか1階の資料コーナーやインターネットを利用して公表を行っていく。

(3) 福利厚生事業

本市における職員の福利厚生事業は、地方公務員法第42条に基づき、主に、職員の会費と市からの負担金で運営されている大阪府市町村職員互助会及び泉大津市職員厚生会において事業を行っているところであるが、昨今の社会情勢を考慮し、市民の理解と支持が得られる福利厚生制度であることが必要であり、事業の内容について、見直しを図り適正に実施する。

(4) 人材育成の推進

本格的な高齢化時代の到来を間近に控えるとともに、情報化・国際化の進展、日本経済の長期に亘る低迷等、本市行財政を取り巻く環境は非常に厳しく、このような状況に対応するためには、社会経済情勢の変化に対応し、時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立に努めることが必要である。

その際、鍵を握るのは実際に本市行政の運営に当たる職員一人一人の働きであると考えており、本市においては、重要施策のひとつとして、職員の人材育成に対する一層の強化を図っていく。

その基本的な方策は、職員の任用（採用・昇任・異動等）と職員研修としており、職員の意識改革はもとより、職員の意欲と能力を最大限に引き出す必要があることから、人事制度と研修制度の連携のもと人材育成を図っていく。

V 第3セクターの見直し

1 現状

第3セクターについては、総務省から「第3セクターに関する指針」が出され、第3セクターの活用にあたっては、指定管理者制度の創設等も踏まえ、他の手法で行う場合との比較も行いつつ、当該第3セクターの意義、費用対効果、収支見通し、関与のあり方等について検証するとともに、民間資本や人材の参画等、経営のノウハウを積極的に活用することとしている。

また、経営の悪化が深刻化している場合には、問題を先送りせず、抜本的な対応を行うとしている。そのため、監査体制を強化するとともに、事業内容、経営状況、公的支援等についてわかりやすい情報公開に努める必要がある。また、類似の業務を行っている場合には、統廃合や完全民営化等を積極的に進める必要がある。

本市が出資する第3セクターについては、「泉大津市出資法人検討委員会」において、各法人の経営状態を把握するとともに、健全化と活性化を図るための経営改善及びその他の重要事項を検討することとしている。

平成17年4月1日現在の本市の出資法人とそれぞれの出資比率は次のとおりである。なお、出資比率が25%以上の法人を対象としている。

・ 出資法人

法人名	設立年月日	出資比率
泉大津市土地開発公社	昭和49年8月6日	100.0%
泉大津埠頭株式会社	昭和42年11月27日	51.7%
アルザ泉大津都市開発株式会社	平成6年1月31日	39.9%
泉大津マリン株式会社	平成3年4月17日	33.3%

・ 各法人の職員数等

法人名	H6.4.1現在			H11.4.1現在			H16.4.1現在		
	役員数	職員数	計	役員数	職員数	計	役員数	職員数	計
泉大津市土地開発公社	15	(3)	18	15	(4)	19	14	(4)	18
泉大津埠頭株式会社	10	1	11	10	1	11	10	1	11
アルザ泉大津都市開発株式会社	14	1	15	18	39	57	15	24	39
泉大津マリン株式会社	11	2	13	9	2	11	9	2	11

・ 平成17年度の各法人の職員数等

法人名	H17.4.1現在		
	役員数	職員数	計
泉大津市土地開発公社	12	(4)	16
泉大津埠頭株式会社	10	(1)	10
アルザ泉大津都市開発株式会社	8	8	16
泉大津マリン株式会社	9	2	11

※ 泉大津市土地開発公社の（）は兼務職員

※ 泉大津埠頭株式会社の（）は役員を兼務

2 第3セクターに関する基本的な方針

(1) 第3セクターの設立に当たっては、事業の必要性、公共性、採算性等その意義及び行政関与の必要性について十分な検討を行う。

(2) 出資については、公民の役割分担の検討を行い、必要最小限度の出資とし、一定の条件の下で民営化することの可能性について検討する。また、地方公共団体が出資者として負う責任は出資の範囲内であり、これを超えた責任は存在しない

ことを、当事者間はもとより対外的にも明確にする。

- (3) 第3セクターは独立した事業主体であるため、公的支援は、その性質上第3セクターの経営に伴う収入をもって当てることが適当でない経費や第3セクターの事業の性質上能率的な運営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが困難であると認められる経費等に限られ、単なる赤字補填を目的とした公的支援は行わないよう留意するとともに、損失補償を行う場合にあっては、その内容、必要性、対象となる債務についての返済の見通しと確実性について明確にする。
- (4) 運営指導等については、第3セクターに対する財政援助に係る監査（地方自治法第199条第7項）を適切に行うとともに出資法人に対する監査及び外部監査制度（同法第252条の37第4項等）を活用する。
- (5) 出資比率が50%以上の第3セクターの経営状況等について地域住民に分かりやすく公開するよう努めるとともに、必要があると考えられる第3セクターについても公開できる対応を行う。また、第3セクター自身も自ら積極的に情報公開を行うよう指導に努める。
- (6) 経営悪化時においては、問題を先送りせず、経営悪化の原因の分析と改善策の検討を行い、改善が困難な場合には、法的整理の実施等についての判断を行う。ただし、これらの判断を行うに当たっては、経営状況だけでなく、第3セクターが行っている事業の公共性、公益性等の行政上の判断を加味する。

3 それぞれの第3セクターのあり方

(1) 泉大津市土地開発公社

現在、土地開発公社の経営の健全化に関する計画を策定しており、平成18年度から平成22年度までの5年間を健全化の期間として設定している。今後、この計画に基づき、公社の経営健全化を図る。

(2) 泉大津埠頭株式会社

毎年度、安定的に利益を確保しており繰越利益も生じている。今後は、新たな事業展開等この繰越利益の有効活用について検討する。

(3) アルザ泉大津都市開発株式会社

アルザ施設の管理業務に特化して再生を図ることを基本方針とする事業再生に取り組み、平成16年9月末でホテル（営業譲渡）、東駐車場（12月解体）の営業を停止し、引き続き事業再生活動に取り組む。

(4) 泉大津マリン株式会社

きわめて厳しい環境にあるが、営業活動の強化により艇置料の増収を図るとともに、マリーナの合理的な運営と経常経費の更なる縮減などにより健全化に努める。

VI 経費節減等の財政効果について

1 現在までの効果額について

平成13年度から平成16年度までの各項目とその効果額は次のとおりである。
(百万円)

項目	13年度	14年度	15年度	16年度	合計
事務経費の節減	36	153	117	139	445
委託料の見直し	26	63	71	28	188
施設管理・運営の見直し	1	26	31	37	95
繰出し金の見直し	136	271	128	525	1,060
事務組合負担金の見直し		218	134	272	624
公共事業の見直し		464	1,218	348	2,030
補助金等の見直し	1	179	183	191	554
受益者負担の見直し		27	31	31	89
給与制度の見直し	172	348	425	450	1,395
人事制度の見直し		283	368	428	1,079
民間委託の推進		13	14	▲8	19
使用料・手数料の見直し		71	90	105	266
市税収入の確保		7	82	99	188
市有財産の処分と有効活用		42	210	25	277
その他		68	▲15	▲16	37
合計	372	2,233	3,087	2,654	8,346

2 今後の効果額について

また、平成17年度から21年度までの各項目の効果額は次のとおり予想される。ただし、具体的な内容は平成18年度に再度見直しすることとしている。

なお、平成19年度以降については、平成18年度の効果額を引用している。

(百万円)

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
事務経費の節減	134	50	50	50	50	334
委託料の見直し	39	39	39	39	39	195
施設管理・運営の見直し	44	83	83	83	83	376
繰出し金の見直し	354	152	152	152	152	962
事務組合負担金の見直し	53	53	53	53	53	265

公共事業の見直し	45	▲57	-	-	-	▲12
補助金等の見直し	193	194	194	194	194	969
受益者負担の見直し	39	39	39	39	39	195
給与制度の見直し	427	348	348	348	348	1,819
人事制度の見直し	495	208	208	208	208	1,327
民間委託の推進	▲51	▲69	-	-	-	▲120
使用料・手数料の見直し	92	96	96	96	96	476
市税収入の確保	107	135	135	135	135	647
市有財産の処分と有効活用	25	25	25	25	25	125
その他	▲20	▲21	-	-	-	▲41
合計	1,976	1,275	1,422	1,422	1,422	7,517

3 事務事業評価について

平成17年度から事務事業評価等を行い、平成16年度の事業について評価することとし、平成16年度の予算要求単位の521事業を対象に評価を実施する。また、一定の条件整備後、平成17年度末を目途に市民に公表していくこととする。

4 電子自治体の構築について

インターネットや携帯電話が急速に進展している現在、市民等がインターネット等を利用して生活ができるよう環境を整備する必要がある。そのため、市民サービスのさらなる向上を目指すとともに、個人情報をも適正に保護しつつ、情報環境の基盤整備を行う。

VII 地方公営企業関係

地方公営企業の経営健全化については、平成17年11月に総務省が調査した「地方公営企業の経営基盤強化への取組状況」に見られるように、前年度と比較しても民営化や指定管理者制度の導入が大きく進んでいる。また、経営基盤強化のための計画の策定も進んでおり、すでに都道府県、政令指定都市及び人口5万人以上の都市のうち、64.9%の団体で策定済みである。民営化や民間譲渡も進んでおり、平成15年度以前には民営化事例は30事業であったが、平成16年度以降は介護サービス事業を中心に60事業が民営化等されるなど、大きくその状況は変化している。このことは指定管理者制度の導入についても同様のことが言える。

また、外部委託（何らかの形で実施している場合を含む）についても、都道府県や政令指定都市での実施率はほぼ100%に近く、市町村においても高い割合を示している。

本市における地方公営企業は、地方公営企業法非適用のものを含め、6事業が対象となっている。それぞれの内容については、今後も地方公営企業のまま存続するもの、

民間に移行するもの等の検討が必要であり、また、地方公営企業として存続するものについても、その経営方法等について見直しを含め研究する必要がある。

1 上水道事業

前述の調査によると水道事業のうち水質検査、汚泥処理、浄水施設の保守点検、配水施設の保守点検、配水管の漏水防止調査等については、都道府県・政令指定都市では60%、市町村では20%の業務委託率であり、検針業務、給水装置の修繕業務、水道メーターの維持管理、上水道の運転管理業務、転居時の開閉栓・料金清算業務、滞納整理・停水業務、使用開始・廃止の受付などについては、都道府県等では80%、市町村では60%以上の委託率となっている。

本市においても、民間活力を導入できるところは導入するとともに、料金の適正化等について検討している。

経営改革の推進

<事務・事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進>

(1) 平成16年度末までの経営改革の取組状況

- ・ 水道施設運転管理の一部委託
- ・ 水道メーター検針業務の一部委託
- ・ 平成13年4月諸証明手数料改定
- ・ 単純労務職員の退職者不補充による業務の委託化
- ・ 水道局と下水道部の統合による組織の見直し
- ・ 水道使用量の自動検針による検針業務の合理化

(2) 平成17年度～21年度までの経営改革の取組目標、目標の具体的な内容、取組時期

- ・ 18年度から検針業務の直営分を廃止し、全面委託化する
- ・ 18年度から集金業務委託の一部を口座振替・直接納付方式に変更する。
- ・ 水道施設運転管理の委託を継続し、拡大する。
- ・ 水道料金の負担の適正化について検討していく。

定員管理・給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

職員の定員については、基本的に単純労務職員の退職者不補充と民間委託等を積極的に推進することとし、効率的な運営を行う。

(3月末)

年 度	11年	12年	13年	14年	15年	16年
職員数	43	42	42	39	37	36

年 度	17年	18年	19年	20年	21年	22年
職員数	35	33	33	33	33	33

(2) 給与の適正化

○給与制度

期末勤勉手当の削減、管理職手当の削減、退職時の特別昇給の廃止、退職手当の引下げ、特殊勤務手当の支給凍結、さらに給料の一律2%削減を実施し、給料の適正化に努めるとともに、職員数の削減を含め、大幅な総人件費の抑制を図ってきた。

また、退職手当の支給率等は、国に準じた制度となっている。

(3) 定員管理、給与の適正化の公表状況

泉大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき行う。

経費節減等の財政効果

<経営改革の推進、定員管理・給与の適正化>

(1) 平成16年度末までの実績

○収入関係

(未収金の徴収対策)

督促等所定の手続を行ってもなお、水道料金を長期に滞納している使用者に対し、給水停止通知を行い、なお水道料金を納付しない使用者には給水停止を行う。料金納付後は直ちに給水停止を解除する。

(料金の見直し)

平成10年4月1日から、3%の消費税内税方式を5%の外税方式に変更。

(その他)

- ・平成13年4月諸証明手数料を1件150円から1件300円に改定

○支出関係

(人件費削減)

- ・平成16年7月末退職者にかかる職員不補充 効果額 600万円
- ・単純労務職員の退職者不補充（水道施設運転管理の一部委託化）
効果額
13年度170万円、14年度400万円、15年度900万円、16年度1,200万円
- ・平成14年1月1日から特殊勤務手当の支給を凍結
効果額 13年度20万円、14年度から16年度 各80万円。
- ・平成13年10月1日から管理職手当の一部を削減
効果額 13年度42万円、14年度84万円、15年度70万円、16年度80万円

(組織の統合)

- ・平成13年10月水道局と下水道部が統合し、上下水道局となった。統合による効果として、部長職給与を水道事業会計と下水道事業特別会計が折半することにより人件費の削減が図られた。

効果額 14～16年度各600万円。

(民間的経営手法の導入による事務事業削減)

- ・水道施設運転管理の一部委託

配水場施設の運転管理業務は、職員10名体制で行っていたが、平成12年度より退職に伴う補充を行わず、欠員分を委託化することとした。

- ・水道メーター検針業務の一部委託

水道メーターの検針業務は、単純労務職員の退職者不補充により、平成3年度から順次委託化を図っている。

(その他)

委託集金業務の一部を使用者の協力を得て口座振替・直接納付方式に変更した。

(2) 平成17年度～21年度までの経費節減等の目標

○収入関係

(未収金の徴収対策)

水道料金長期滞納者に対する給水停止制度を継続する。

(料金の見直し)

現行の水道料金は、平成10年4月1日に改定を行い、現在に至っている。平成12年10月に府営水道料金が引き上げられた後も、企業努力により料金を据え置いてきたが、累積剰余金が年々減少しており、今後も安全で良質な水を安定的に供給するためには、水道料金の負担の適正化を検討する必要がある。

○支出関係

(人件費削減)

- ・単純労務職員等の退職者不補充の継続

効果額

17年度1,600万円、18年度2,200万円、19年度2,200万円、20年度2,400万円、21年度2,400万円、22年度2,400万円

- ・特殊勤務手当の支給凍結の継続

効果額 17年度80万円。18年度以降については、人事部局と協議していく。

- ・平成13年10月1日から管理職手当支給額の一部を削減

効果額 17年度80万円、18年度80万円。19年度以降については、人事部局と協議していく。

(民間的経営手法の導入による事務事業削減)

- ・水道施設運転管理の一部委託を継続する。
- ・検針業務職員の退職に伴い、18年度から検針業務の直営分を廃止し、完全委託化する。
- ・18年度から集金業務委託の一部を使用者の協力を得て口座振替・直接納付方式に変更する。

2 下水道事業

前述の総務省調査では、水質・汚泥分析業務、処理場運転管理業務、沈砂・汚泥運搬業務、施設清掃業務、ポンプ場管理業務、管路清掃業務、管路調査・補修業務など、一部委託を含めると80%以上の委託率となっている。

経営改革の推進

<事務・事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進>

- (1) 平成16年度末までの経営改革の取組状況
 - ・処理場運転管理業務の一部委託
 - ・平成13年6月及び16年4月の料金改定
 - ・単純労務職員の退職者不補充による業務の委託化
 - ・人事異動による人員の減
 - ・組織の見直しとして、水道局と下水道部の統合
 - ・水洗化促進のPR
- (2) 平成17年度～22年度までの経営改革の取組目標、目標の具体的な内容
 - ・処理場運転管理業務の委託を継続し、将来的に委託範囲を拡充する。
 - ・下水道使用料の改定を検討する。

定員管理・給与の適正化

- (1) 定員管理の適正化

職員の定員については、基本的に単純労務職員の退職者不補充と民間委託等を積極的に推進することとし、効率的な運営を行う。

(3月末)

年 度	11年	12年	13年	14年	15年	16年
職員数	35	35	30	29	27	26

年 度	17年	18年	19年	20年	21年	22年
職員数	25	25	23	23	23	23

(2) 給与の適正化

○給与制度

期末勤勉手当の削減、管理職手当の削減、退職時の特別昇給の廃止、退職手当の引下げ、特殊勤務手当の支給凍結、さらに給料の一律2%削減を実施し、給料の適正化に努めるとともに、職員数の削減を含め、大幅な総人件費の抑制を図ってきた。

また、退職手当の支給率等は、国に準じた制度となっている。

(3) 定員管理、給与の適正化の公表状況

泉大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき行う。

経費節減等の財政効果

<経営改革の推進、定員管理・給与の適正化>

(1) 平成16年度までの実績

○収入関係

(未収金の徴収対策)

基本的に上水道事業への徴収業務委託であるが、大口滞納者には上下水道局下水道整備課で督促、催告を行う。

(料金の見直し)

平成 9年9月1日	消費税5%外税転嫁
平成13年6月1日	料金改定 (改定率16.0%)
平成16年4月1日	料金改定 (改定率25.0%)

○支出関係

(人件費削減)

平成12年度	退職者不補充(1名)及び人員削減(4名)	
平成13年度	退職者不補充(1名)	効果額 160万円
平成14年度	退職者不補充(2名)	効果額 190万円
平成15年度	人事異動による人員の減(1名)	効果額 610万円

(組織の統廃合)

平成13年10月水道局と下水道部が統合し、上下水道局となった。
統合による効果として、部長職職員1名の減による水道事業と下水道事業特別会計の折半により人件費の削減が図られた。

(民間的経営手法の導入による事務事業削減)

委託業務の内容は、処理場運転管理業務で人員削減のための欠員補充の委託であり、現在は夜間のみの委託であるが、その範囲の問題も

課題となっている。

平成16年度 効果額 1,030万円

(2) 平成17年度～21年度までの経費節減等の目標

○収入関係

(料金の見直し)

現行の下水道使用料は、平成16年4月1日に改定を行った。また、資本費の算入率を上げ経費回収率の向上を図るため、下水道使用料金の改定を平成19年4月1日に予定しているところである。

○支出関係

(人件費削減)

単純労務職員の退職者不補充の継続

特殊勤務手当の支給凍結の継続(18年度以降については、人事部局と協議)

平成13年10月1日から管理職手当の一部を削減(19年度以降については、人事部局と協議)

(民間的経営手法の導入による事務事業削減)

処理場及びポンプ場の運転管理業務の一部委託を継続していく

3 市立病院事業

病院事業においては、数多くの業務があるが、検体検査業務や清掃、給食、警備、宿直などは、ほとんどの団体で80%以上の委託率となっており、病棟補助業務やクレーン業務などについては、60%程度となっている。

経営改革の推進

(1) 平成16年度末までの経営改革の取組状況

(診療体制の見直し)

内視鏡外科医を招聘し内視鏡センターを設置して、検査待ち日数の短縮及び専門外来の拡充を図った。

(高度医療機器の有効活用)

CT・MRI機器の有効活用を行い、診療所からの検査紹介患者等の増加が図れた。

(特定療養費等の見直し)

平成13年4月より初診に係る特定療養費の徴収、個室料(市外)等の料金改正を行った。

(診療報酬加算業務等の実施)

未実施の診療報酬加算業務を積極的に申請し、入院・外来の診療単価引き上げに努めた。

(経常費用の削減)

業務委託及び機器保守委託の契約内容を精査し、委託料の減額交渉を行い削減した。

(給与の適正化)

特殊勤務手当の年次的減額により、人件費の削減を行った。

(材料費の削減)

診療材料の共同購入及び購買代行業務の導入により材料費を削減した。

(経営分析等の強化)

経営改善に向け専門的な意見を取り入れるため経営コンサルを導入し、提言・提案を受け、経営指標・部門別原価計算の整備並びに各種委員会等への支援により、職員の経営改善に対する意識改革ができた。

(2) 平成17年度～21年度までの経営改革の取組目標、目標の具体的な内容、取組時期

(医療機器の有効利用)

検査待ち時間短縮、診断の向上のため更新したMR I 機器等を有効利用し、患者増を図る。

(委託料等の削減)

各種委託業務、医薬品、診療材料の購買業務について、長期、包括契約することにより経費削減および質の向上を図る。

(病診連携の推進)

引き続き地域医療連携室を核に、紹介率向上を図るため、診療案内の情報を医師の直接訪問や、定期的な通信により積極的に提供していく。

(その他の取組)

泉大津市立病院経営のあり方検討委員会（以下 あり方検討委員会）において検討中

- 主な検討内容 ①経営形態の見直しについて
②診療体制の見直しについて

定員管理・給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

(あり方検討委員会において検討中)

- 職員評価制度の導入について
○職員数の適正化について

(3月末)

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
職員数	239	235	222	216	223	232

(2) 給与の適正化

(特殊勤務手当の削減)

○研究手当

医師(部長 月5万円・医長以上4万円・医員3万円)

[削減率]

13年度	→	25%削減	△	490万円
14年度	→	50%削減	△	980万円
15年度以降	→	廃止	△	1,960万円

○診療手当

医師以外(6千円)

[削減率]

13年度以降	→	2千円減額	△	460万円
--------	---	-------	---	-------

○産業医手当・衛生管理者手当

14年1月以降 → 凍結

(3) 定員管理、給与の適正化の公表状況

泉大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき行う。

経費節減等の財政効果

<経営改革の推進、定員管理・給与の適正化>

(1) 平成16年度末までの実績

○収入関係

(料金の見直し)

13年度 2,000万円、14年度 1,300万円、15年度 1,000万円、16年度 800万円

(高度医療機器の有効活用等)

11年度 2,000万円、12年度 3,100万円、13年度 3,400万円、14年度 5,100万円、15年度 5,900万円、16年度 4,600万円

○支出関係

(人件費削減)

11年度 3,400万円、12年度 1億2,600万円、13年度 2億6,800万円、14年度 3億2,700万円、15年度 3億1,500万円、16年度 2億6,600万円

(内部管理経費等の見直し)

11年度 200万円、12年度 2,100万円、13年度 4,200万円、14年度 8,000万円、15年度 1億2,800万円、16年度 1億1,700万円

(2) 平成17年度～平成21年度までの経費節減等の目標

○収入関係

(未収金の徴収対策)

- ・事務局職員による夜間訪問徴収を継続して行うとともに、平成18年4月のオーダーリングシステム導入により未収金管理の強化を図る。
- ・院内治験コーディネイト業務の取り組み強化により収益増を図る。

○支出関係

- ・各種委託業務、医薬品、診療材料の購買業務について、長期、包括契約することにより経費削減および質の向上を図る。
- ・ESCO（省エネルギー）事業導入により初期費用及び光熱水費の削減を図る。
- ・その他、経費削減等の方策についてはあり方検討委員会において検討中。

4 その他の地方公営企業

(訪問看護ステーション事業・市街地再開発事業・市立駐車場事業)

他の地方公営企業については、訪問看護ステーション事業に、看護師1名を配置しているが、その他の事業は、専従の職員はいない。市街地再開発事業については、松之浜再開発ビル公益施設運営事業について30年間のPFI事業として実施するとともに、公益施設運営事業評価委員会を設置し外部委員による事業評価を行っている。

市立駐車場については、その一般的な業務等を委託し、業務従事者等を減員するなど委託料の削減を図っている。また、場内清掃場所、清掃回数、清掃内容等の見直しを行い、清掃業務委託料等の節減も図っている。さらに、定期券制度の導入及び回数券の細分化や平成16年6月には特別料金の設定・変更手続の容易化を図るため、「泉大津市立駐車場運営特区」として構造改革特別区域計画の認定を受け、平成17年4月に駐車場料金の一部改正を行った。現状では、公債費の償還等を除くプライマリーバランスは安定している状態である。

介護サービス事業については、地域との連携を図るとともに、市立病院との連携を密接に図ることとしている。